

武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部における決定事項について

令和4年3月7日付で、武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部において、下記の事項について決定しましたのでお知らせします。

記

東京都新型コロナウイルス感染症対策本部が令和4年3月4日に決定した「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」に沿って、第36回武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部同年2月14日付で決定した事項の一部を以下のとおり変更する。

市が実施する感染対策のうち、「5 その他」を以下のとおりとする。

5 その他

- (1) 不要不急の外出を控える旨のメッセージについて、市政情報メールによる広報を継続する。
- (2) 3月中旬以降、多くの利用者が見込まれる桜花期を迎えることから、市内の公園、自転車道等におけるお花見などの飲食を伴う宴会は、自粛を要請する。なお、周知は、市ホームページ及び各公園等にポスター等を掲示して行うこととする。

※下線部が追加部分である。